

令和8年 9月 7日

忍野村長 大森 彦一 様

忍野村子ども・子育て会議

会長 樋 川 隆

答 申

忍野村子ども・子育て会議は、忍野村子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、令和8年5月27日付け忍発第170号をもって諮問を受けた事項について、別紙のとおり答申いたします。

1 答申事項

忍野村立保育所、認定こども園の再編成に伴う諸問題に関すること

2 現状と課題

村内には公立保育所が2か所、公立の認定こども園が1か所、民間の認定こども園が1か所、小規模保育事業所が1か所、企業主導型保育施設が1か所あり、就学前の教育・保育を担っている。

また、公立3保育所等の建設時期や定員数については、認定こども園忍野幼稚園（以下「忍野幼稚園」という）が1番古く平成元年に建設され、定員が165名、次に忍草保育所が平成9年に建設され、定員140名、そして内野保育所が平成17年に建設され、定員145名となっている。

村内の民間保育施設については、令和元年に小規模保育事業所として「森の中の保育園 エンジェルの森」が、企業主導型保育施設として「ファナック保育園」が、また令和2年に保育所型認定こども園「ウブントゥ忍野の森」がそれぞれ開所している。民間保育施設が設置される前は公立保育所がほぼ定員に達していたが、現在、定員に対する入所率が保育所2園については約64%、忍野幼稚園については約44%であり、公立保育所等全体で約57%となっている。

一方、ここ数年0歳児や1歳児の保育ニーズの高まりに伴い、保育士の必要数が増加しているものの、保育士不足の状態が継続している。村では保育士職の募集を実施しても応募者がいないなど大変厳しい状況となっている。

このような状況を踏まえ、保育士の安定的な確保に向けた環境整備や待機児童回避のための何らかの工夫を行う必要性が生じていることから、諮問に基づき、忍野村子ども・子育て会議として公立保育所等の再編成を行うにあたり発生し得る諸問題について協議した。

3 答申

各回、慎重に議論を重ねた結果、当子ども・子育て会議は次のとおり答申する。

(1) 公立保育所・認定こども園の再編成の必要性・方向性について

- ①保育士の安定的な確保に向けた環境整備
- ②入所率の低下に伴う集約の必要性
- ③施設の老朽化

① 保育士の安定的な確保に向けた環境整備

令和7年10月の保育所入所申請時、0歳児が57名と多数となったことから、公立2園での受入れ（約30名）が厳しく、待機児童が生じる可能性があった。同年12月に正規職員での保育士募集を行ったが応募がなかった。

児童福祉法第24条において保育を必要とする児童への保育の提供は、基礎自治体である村の責務であり、そのための保育士の確保は必須である。

これまでも村として保育士の確保に向けて努力してきたものと考えているが、今後の保育士の確実な確保のため、あらゆる機会に村内・村外への広報活動の強化や採用時及び採用後の人事、処遇の改善等についても検討、着手すべきである。

また、保育士資格を有しながら、保育士として就労していない者に対して、就労を働きかけることも必要である。

② 入所率の低下に伴う集約の必要性

今年度における入所率は、忍野幼稚園は定員165名に対して園児数は73名で44%、内野保育所は定員145名に対して園児数は92名で63%、忍草保育所は定員140名に対して園児数は90名で64%となっており、3園全体では、定員450名に対し、園児数は255名で、定員に対する入所率は57%となっている。また、ニーズが高い0歳・1歳児については、内野、忍草両保育所のみを受入れとなっており、忍野幼稚園での2歳児については、15名の定員に対して9名であった。保育所における保育士配置基準では、2歳児の場合6人の児童に対して1人の保

育士の配置が必要となっており、保育士2人の配置が必要となるなど、それぞれの保育所等で対応することで保育士の配置に非効率が生じている。さらに、保育所運営費も年々増加しており、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化では忍野村のような地方交付税不交付団体は、国や県からの財源措置はなく、さらに、令和6年度から村の制度改正ではじまった3歳未満児保育料の無償化に伴う減収など、今後、幼児教育・保育の持続的な質の向上を図っていくためにも財源確保は不可欠である。このような課題を踏まえ、現状の利用人員数等を勘案すると、現状の公立保育所等3か所体制から2か所に集約することも可能であるため、対応することが必要であると考え。

なお、2か所に再編する場合は、いずれの施設においても1号認定こどもの受け入れが可能となるよう、認定こども園へ移行することが必要である。また、2か所の認定こども園への再編は、暫定的なものと捉えることが適切である。最終的には、将来的な利用児童数、保育士数の確保状況並びに村の財政的な裏付けのもとに1か所に再編を行うことで保育士・幼稚園教諭を共有し、有効な活用が可能となるものとする。村としては早急に計画づくりに着手されたい。

③ 施設の老朽化

公立保育所等3園の建設時期については、忍野幼稚園が1番古く、平成元年に建設されて37年が経過している。内野保育所が1番新しく、平成17年に建設されて21年、忍草保育所においては平成9年の建設で、29年がそれぞれ経過している。忍野幼稚園については、経年劣化により毎年多額な修繕費がかかっている。ただし、村の中央に位置するため立地条件は良く、当初、編成案では3歳以上児（約170名）の集約を検討したが、給食設備が整っておらず、安全な給食の提供は難しいとの判断から集約園の対象から外し、検討した。

(2) 編成(案)については、3園存続経過措置型(別紙参照)の推奨

編成にあたっては、忍野幼稚園を段階的に休園若しくは閉園し、内野・忍草両保育所の2施設に集約する。その際、次の点に留意する。

- ① 休園若しくは閉園する忍野幼稚園の在園児については、現在の園に引き続き在園し、卒園が可能となるよう配慮する。
- ② きょうだいが別々の園にならないよう、できる限り配慮する。
- ③ 現行の村立保育所は、幼稚園機能を具備した認定こども園(保育所型)の認定を受ける必要がある。

① 休園若しくは閉園する園の在園児については、現在の園に引き続き在園し、卒園が可能となるよう配慮する。

忍野幼稚園の在園児については、引き続き在園し、卒園が可能となるようにする。令和9年度において、2歳児は受入れない。そのため、忍野幼稚園在園児のきょうだいで2歳児が新規に入所を希望する場合には、内野・忍草両保育所できょうだい2人を受入れできるよう保育所型認定こども園の認定を受ける必要がある。忍野幼稚園については、令和10年度からは年少児の受入れはしないため在園児は年長児と年中児のみとなり、令和11年度は年長児のみでの活動となり、令和11年度末をもって休園若しくは閉園する。

また、忍野幼稚園における制服やバスについては、園の存続中は継続し、バスについては、利用人数に応じた乗り物に変更も可能とする。

② きょうだいが別々の園にならないよう、できる限り配慮する。

第1回目の保護者説明後アンケートにおいても要望が多かった、きょうだいが別々の園にならないよう可能な限り配慮し、利用調整を行うことは必要不可欠である。

③ 現行の村立保育所は、幼稚園機能を具備した認定こども園（保育所型）の認定を受ける必要がある。

忍野幼稚園の1号認定の在園児については、段階的に人数が少なくなる。そのため、希望すれば内野・忍草両保育所に移行できるよう、令和9年度から受入れ体制を整えるため、保育所型認定こども園の認定を受ける必要がある。その際、現在、行っている幼児教育等の活動については、忍野幼稚園休園若しくは閉園後も、同様に受けることができるよう配慮すべきである。

以上①②③を踏まえ、忍野幼稚園を段階的に休園若しくは閉園し、内野・忍草両保育所において忍野幼稚園の1号認定の子どもが移行できるよう、保育所型認定こども園の認定を受けることが妥当である。

(3) 最終的には再編した2か所の園を将来的に1か所に統合する。

最終的な構想として、村の中央に位置する場所（現在の忍野幼稚園場所付近）にさまざまなニーズに対応できる幼保連携型認定こども園を新設する。

令和13年までの2歳以下の子どもの人数の将来推計をみると、本村ではどの年齢においても100人前後で推移している。今後においても公立保育所等における受入れ人数は250人前後であると推計される。そのため、将来的にさらに2園を1園に集約し、幼保連携型認定こども園とすることで、保護者会でも要望が多かった、幼稚園又は保育所にこだわった選択や集結することで効率的な保育士等の配置も可能となり、ひいては保育士の働きやすい環境整備の確立、保育士不足により提供できないさまざまなサービス（病児保育・ショートステイ・一時預かり事業等）の構築にも繋がる可能性がある。

最終的な1園での構想は、忍野村の子ども・子育て支援の拠点となり、まさに村で掲げる「みんなで築く 子育てにやさしいむら 忍野村」の推進となるよう期待する。

(4) まとめ

本子ども・子育て会議では、諮問を受け忍野村における保育所等の状況を踏まえ、現状と課題に対しさまざまな方面から検討を行い、今回の答申に至った。これまで公立保育所等が担ってきた役割をどのように継続できるか、さらに幼児教育・保育の質を維持、向上させるためにはどうしたらよいのか、社会情勢の変化に伴うあらゆるサービスの充実（病児保育・ショートステイ・一時預かり事業等）をどのように構築していくのかなど、今後の幼児教育・保育におけるさまざまな村の考え方や体制についても質問や意見が出された。

村におかれては、本答申の趣旨も踏まえ、子ども・保護者にとって、より良い幼児教育・保育環境の充実を図れるよう公立保育所等の再編に必要な行政計画及び財政計画の策定を早急に行うとともに、常に行政改革の意識を持ち、引き続き持続可能な保育所等の運営に取り組まれることを強く望む。

なお、今回の再編の協議の中で、本会議の議論の中でも現行の忍野幼稚園の休園又は廃止に大きな不安を抱く保護者が存在することが明らかになった。そのため、村においては、現在幼稚園、保育所を利用している保護者及び村民全体に対して再編の目的、方向性について引き続き丁寧な説明をおこなうよう強く求めるものである。

4 忍野村子ども・子育て会議の審議経過

当子ども・子育て会議は、これまでに次のとおり4回の会議を開催して、諮問事項に対し忍野村の公立3園の現状や課題を検証し、保育士の安定的な確保に向けた環境整備や、待機児童回避のための再編成を行うにあたり発生し得る諸問題について協議、検討を行ってきた。

開催日	会場	主な協議事項	出席委員数
第1回 R 8. 5. 27	忍野村保健福祉センター 多目的ホール	(1) 委嘱状交付 (2) 委員長及び副委員長の互選 (3) 忍野村の現状及び編成について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他	17名
第2回 R 8. 7. 27	忍野村保健福祉センター 多目的ホール	(1) 第1回忍野村子ども・子育て会議からの経過報告（議会对応・保護者会説明の様子等） (2) 再編案について (3) 今後のスケジュールについて	17名
第3回 R 8. 8. 18	忍野村役場2階 会議室	(1) 第2回忍野村子ども・子育て会議からの経過報告（議会对応・保護者会説明の様子等） (2) 再編案の見直しについて（前回からの変更点等） (3) 答申（案）について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他	17名
第4回 R 8. 9. 7	忍野村保健福祉センター 多目的ホール	(1) 第3回忍野村子ども・子育て会議からの経過報告（議会对応・保護者会説明の様子等） (2) 再編案の見直しについて（前回からの変更点等） (3) 答申（案）について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他	17名